

## よくあるご質問

### ■ 医療費関係について

Q 医療費の支給期間は何年間ですか？

A 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間継続して受けることができます。

ただし、医療費の月分ごとに、2年の間に請求を行わないと時効となります。

Q 療養に要する費用の額が5,000円以上のものとは、どのような場合ですか？

A 医療保険診療を受けた場合で、初診から治癒するまでの医療費総額が5,000円（500点）以上（窓口負担額ではありません。）のものをいいます。※調剤を含む総額です。

Q 最初に受診した病院から転院した場合も対象になりますか？

A 当初の災害による負傷・疾病の治療分であれば、給付対象になります。

Q 治療用装具を購入しましたが、実際に支払った金額と給付金額が合いません。治療用装具は、全額給付されないのでしょうか？

A 治療用装具の給付金額は、医療機関での医療費と同様に総額の3/10（高額療養費に該当した場合はその限度額）に、療養に伴って要する費用として1/10を加えた額です。なお、医療保険適用の治療用装具を購入した場合は、保護者はいったん全額を負担し、保護者が保険者に申請することにより、装具代の7/10が療養費として保険者から払い戻しされます。

Q 医療費の給付は、いくら受けられるのですか？

A 災害共済給付が給付する医療費は、医療保険診療を受けた場合の医療費総額の3/10に、療養に伴って要する費用として1/10を加えた額です。

なお、高額療養費の対象となる場合は、所得区分に応じて算定された額になります。

Q 総合病院に受診したところ、初診時保険外併用療養費を負担しましたが、給付対象になりますか？

A 医療保険診療外のため、給付対象になりません。

Q 医療機関に「医療等の状況」を証明していただく際に、文書料はかかりますか？

A 「医療等の状況」等を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいています。

す（法律等で無料と定められているものではありません。）。

なお、「医療等の状況」を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

Q 子どもが学校で誤って友達にけがをさせてしまいました。加害者の保護者から医療費の請求を行うことはできますか？

A 災害共済給付の請求は、被害児童生徒の保護者から行っていただくこととなります。なお、災害共済給付制度は、児童生徒間の加害行為による災害に対しては、特に悪質な加害行為を除き、個々の案件を勘案しつつ、児童生徒の救済という観点から、J S Cが被害児童生徒へ支給を行い、加害児童生徒の保護者へ損害賠償の求償権の行使等を差し控えています。

Q 学校でのけがで病院を受診していますが、なかなか治らないため、別の病院を受診したいと考えています。この場合も給付対象になりますか？

A 災害共済給付の医療費は、初診から治ゆまでの医療費総額が5,000円（500点）以上の場合を対象としております。したがって、複数の病院（転院分を含みます。）であっても、同じ災害による負傷・疾病の治療分であれば、給付対象になります。

Q カイロプラクティック、整体等で施術を受けた場合、給付対象になりますか？

A 医療保険診療外のため、給付対象になりません。

Q あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術を受けた場合、給付対象になりますか？

A 医療機関を受診し、医師の同意に基づき医療保険診療として施術を受けた場合は災害共済給付制度の給付対象になります（請求の際には医師の同意書の写しを添付してください）。

Q 前歯を破折したため、メタルボンド冠（保険外）で補綴しました。この代金は給付対象になりますか？

A メタルボンド冠は医療保険診療外のため、給付対象にはなりません。

なお、3本以上の歯を破折しメタルボンド冠などで3本以上補綴処置を施した場合、障害見舞金に該当します。

Q 松葉杖は給付対象になりますか？

A 松葉杖は医師の指示で治療中に購入した場合のみ、治療用装具として給付対象になります（レンタルは、給付対象になりませんので注意してください）。

Q ガーゼやテープは、治療用装具の給付対象になりますか？

A ガーゼやテープ等の衛生材料については、給付対象になりません。

Q 柔道整復師に治療上必要と認められ、サポーターを購入しましたが、給付対象になりますか？

A 治療用装具は、医師が治療上必要と認めて購入したものが対象となります。柔道整復師によるものは給付対象になりません。

Q 装着をしていた眼鏡や歯の矯正器具が破損・変形してしまいましたが給付対象になりますか？

A 災害共済給付の医療費は、医療保険診療に係る費用が対象になります。物損に係る費用は給付対象になりません。

## ■ 高額療養費について

Q 高額な医療費を支払ったときはどうなりますか？

A 高額な医療費を支払ったときは高額療養費で払い戻しが受けられます。

Q 高額療養費とは何ですか？

A 高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻しされる制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

Q 高額療養費のときは日本スポーツセンターへの医療費の請求だけでいいですか？

A 『限度額適用認定証』を提示せず、窓口で一度3割の負担をされた場合は、日本スポーツ振興センターへの請求と、加入されている保険に払い戻しの手続きをとっていただく必要があります。

Q 「高額療養状況の届」はどのような場合に必要となりますか？

A 同一月に単位療養額（入院点数、外来点数、治療用装具代等）が7,000点（70,000円）以上の場合に必要となります。

Q 「医療等の状況」の外来に係る診療報酬請求点数と入院に係る診療報酬点数を合算すると7,000点を超えました。「高額療養状況の届」の提出は必要ですか？

A 「高額療養状況の届」は必要ありません。

外来に係る診療報酬請求点数又は入院に係る診療報酬請求点数が単体で 7,000 点を超える場合に「高額療養状況の届」が必要となります。

Q 「医療等の状況」の外来に係る診療報酬請求点数が 9,000 点、入院に係る診療報酬請求点数が 18,500 点でした。所得の証明は必要ですか？

A 外来と入院の診療報酬請求点数はそれぞれ 7,000 点以上で、それらを合算すると 19,200 点を超えるため、課税世帯の場合は、所得の証明が必要となります。

Q 高額療養の対象となりましたが、所得の証明は、「限度額適用認定証」の写しでもよいですか？

A 高額療養に該当する月が対象となる「限度額適用認定証」の写しでもかまいません。

## ■ 学校の管理下の範囲について

Q 通学中も給付対象になりますか？

A 通常の経路及び方法により通学（通園）する場合も、学校の管理下として給付対象になります。

Q 通学中に交通事故にあいましたが、給付対象になりますか？

A 災害共済給付と損害賠償を二重に受けることができないため、調整が必要となりますので、自動車損害賠償責任保険の手続きの状況を確認してください。

Q 学童保育を受けた後、帰宅中に転んでけがをしました。給付対象になりますか？

A 学校長の承認のもと、学童保育に在る時間が長時間にわたらず帰宅している場合は、給付対象になります。なお、学童保育中は給付対象にはなりません。

Q 学校外の部活動（合宿等）でけがをした場合や自宅と集合場所までの移動中にけがをした場合は、給付対象になりますか？

A 活動場所が学校外であっても、学校の教育計画に基づいて行われる部活動中のけがは給付対象になります。また、自宅から学校外の集合場所へ向かう間は、合理的な経路及び方法による場合は給付対象になります。

## ■ 給付金請求の手続等について

Q 給付を受けるためにはどうすればよいですか？保護者はどのような手続をとればよい

ですか？

A 医療費の請求に際しては、治療を受けた医療機関に、傷病名、医療費（診療報酬請求点数）等を証明していただきますが、その内容の別に様式が定められています。保護者の皆様には、治療を受けた医療機関で証明を受けた「医療等の状況」等の用紙を学校へ提出していただきます。

Q 医療費の請求は、治ゆしてからまとめて請求すればよいですか？

A 医療費は、診療月分ごとに2年経過すると時効となりますので、月ごとに、「医療等の状況」を提出してください。

Q 高等学校卒業後も治療が継続します。どのように請求すればよいですか？

A 卒業校である高等学校から卒業生として、引き続き請求してください。

## ■ 時効について

Q 災害に関する請求を一度でもすれば「時効」によって災害共済給付を受ける権利が消滅することはないですか？

A 診療月分ごとに時効が起算されます。同じ災害の医療費でも、診療月分ごとに、2年経過すれば時効となります。医療費の支給期間と混同しないように留意してください。

Q 初回の医療費が時効になった場合、継続分の医療費も給付対象とはなりませんか？

A 継続分で時効に該当しない月分の医療費は給付対象になります。

Q 障害見舞金の時効はいつですか？

A 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。障害見舞金の「給付事由が生じた日」は、医師が診断したその障害の原因となった負傷・疾病が治った日又は症状固定した日です。「時効の起算日」は、負傷・疾病が治った日又は症状が固定した日の属する月の翌月10日の翌日です。